

議案第 80 号

燕市公民館条例の一部改正について

燕市公民館条例（平成18年燕市条例第87号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 1 2 月 1 2 日 提 出

燕市長 佐 野 大 輔

記

燕市公民館条例の一部を改正する条例

燕市公民館条例(平成18年燕市条例第87号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

燕市分水公民館	大ホール	1,400円
	美術工芸室	250円
	第1研修室	250円
	調理実習室	550円
	小会議室	250円
	大会議室	450円
	第2研修室	250円
	音楽練習室	250円
	視聴覚室	700円

」

を

「

燕市分水公民館	大ホール	1,400円
	美術工芸室	250円
	第1会議室	150円
	第2会議室	150円
	第3会議室	150円
	第1研修室	250円
	第2研修室	250円
	調理実習室	550円

第3研修室	250円
音楽練習室	350円
第4会議室	300円
第5会議室	400円

」

に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。